

暴力追放運動推進センターの代表者の変更

暴力追放運動推進センターに関する規則（平成三年国家公安委員会規則第七号）第三条第一項の規定により、公益財団法人岡山県暴力追放運動推進センターの代表者を次のとおり変更しようとする旨の届出があった。

令和六年六月十日

岡山県公安委員会

一 変更に係る事項

代表者を浮田信太郎から玉置明日夫に変更する。

二 変更しようとする年月日

令和六年六月十一日